

令和8年4月採用 任期付職員 高砂市職員採用試験案内



【募集職種】

1 任期付フルタイム勤務職員(※1)

・事務職 ・管理栄養士 ・保健師

2 任期付短時間勤務職員

・事務職 ・介護保険認定調査員
・栄養士

(※1) 任期付フルタイム勤務職員は、育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員です。任期が定められていること以外、勤務時間や休暇等の勤務条件は、原則として常勤職員と同様の扱いとなりますが、育児休業を取得することはできません。

【受付期間】 ※土・日曜日、祝日を除く

令和8年1月9日(金)～令和8年1月26日(月)

【試験日程】

事務職 : 令和8年1月31日(土)

事務職以外: 令和8年2月 1日(日)

《申込・問い合わせ先》高砂市役所 人事課
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
T E L: 079-443-9005(直通)
E-mail: tact1520@city.takasago.lg.jp

1 採用職種・採用予定人員・受験資格

【任期付フルタイム勤務職員】

※職種区分ごとの要件すべてに該当すること

職 種	予定人員	受 験 資 格
事 務 A	4 名 程度	平成18年4月1日までに生まれた人で、窓口対応やパソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
管理栄養士	2 名 程度	管理栄養士資格を有する人（令和8年3月末日までに取得見込みの人を含む。）
保 健 師	若干名	保健師資格を有する人（令和8年3月末日までに取得見込みの人を含む。）

【任期付短時間勤務職員】

※職種区分ごとの要件すべてに該当すること

職 種	予定人員	受 験 資 格
事 務 B	10 名 程度	平成18年4月1日までに生まれた人で、窓口対応やパソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
事 務 C	若干名	平成18年4月1日までに生まれた人で、窓口対応やパソコンの基本操作（文書作成や表計算処理など）ができる人 ※高砂市市民サービスコーナー（イオン高砂店）での勤務
介護保険 認定調査員	2 名 程度	介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、保健師及び看護師のいずれかの資格を有する人（令和8年3月末日までに取得見込みの人を含む。）で、かつ普通自動車運転免許を有し、主に原動機付自転車を使用した訪問調査が可能な人
栄 養 士	3 名 程度	栄養士資格を有する人 （又は令和8年3月末日までに取得見込みの人）

※ 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

※ 予定人員における「若干名」は、1名または2名としています。

※ 来年度以降に実施する本市の職員採用試験において、任期付職員として任用されたことが他の試験内容に優先して考慮されることはありません。

※ 合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。

※ 活字印刷による試験及び口述による試験を実施します。

※ 初任給決定の区分について

・事務A、B、Cは、短大卒の区分となります。

・管理栄養士、保健師は、大学卒の区分となります。

・介護保険認定調査員、栄養士は以下のとおりです。

平成16年4月1日以前に生まれた人 → 大学卒区分

平成16年4月2日以降に生まれた人 → 短大卒区分

※ 併願が可能な職種について

・事務A、事務B、事務Cは併願が可能です。

・合格の決定はA⇒B⇒Cの順に行い、Aの合格者がB及びCに合格することはありません。

また、Bの合格者がCに合格することはありません。

2 受験手続

- (1) 受付期間 令和8年1月9日(金)9時～令和8年1月26日(月)17時
※土・日曜日、祝日を除く。郵送の場合は1月26日(月)午前中必着
- (2) 受付場所 高砂市役所本庁舎4階 総務部総務室人事課
※提出書類の記入に不備がある場合は受理できません。
- (3) 提出書類
- i) 持参による申込み
- ① 採用試験申込書(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
 - ② 受験票(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
 - ③ 試験結果通知用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円切手貼付が必要)
 - ④ 各受験資格の資格証明書等の写し(既に資格を取得している人のみ)
- ii) 郵送による申込み
- ① 採用試験申込書(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
 - ② 受験票(縦4cm×横3cm 写真貼付必要)
 - ③ 試験結果通知用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円切手貼付が必要)
 - ④ 各受験資格の資格証明書等の写し(既に資格を取得している人のみ)
 - ⑤ 受験票返送用封筒(長形3号封筒、郵送先明記、110円切手貼付が必要)
- ※ 上記①、②、③、④、⑤を角形2号封筒に折らずに同封し、表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きしたうえで、人事課まで郵送して下さい。
- (4) 注意事項
- ・ 提出書類のうち、①、②は市指定の様式に限ります(人事課にて配布しています。)
①、②は市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
なお、③及び⑤は、長形3号封筒であれば任意の封筒でも構いません。
 - ・ 申込書記載の連絡先は、必ず日中連絡がとれる電話番号を明記してください。
 - ・ 採用試験申込書は用紙1枚に長辺とじて両面印刷を行い、表裏の印字面の上下を合わせてください。
 - ・ 印刷用紙の規格等の不適や印字の不明瞭、記入項目の不備がある場合は受理しません。
また、受験者が別途作成した資料等は受理しませんので、市指定様式以外の提出はしないでください。
 - ・ 提出書類の記載内容に虚偽があった場合には合格を取り消すことがあります。
 - ・ 受験申込みに際し、提出された書類の返却はいたしません。
 - ・ 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は申込み前にご相談ください。

3 採用試験の流れ

筆記試験(適性・小作文)と口述試験(個人面接)を同日に実施し、合否を決定します。

- (1) 日 時 【事務職】 令和8年1月31日(土) 午前8時30分集合
【事務職以外】 令和8年2月 1日(日) 午前8時30分集合
- (2) 会 場 高砂市役所南庁舎(本庁舎の道向かいの5階建ての建物)
※会場へは公共交通機関等をご利用ください。
- (3) 携 行 品 受験票・筆記用具(鉛筆、消しゴム等)

(4) 筆記試験科目

科 目	対象職種	時 間	出 題 内 容
適 性	全職種	30分	人文・社会、自然に関する一般知識、ならびに文章理解、 数的能力、推理判断能力 (特別な公務員試験対策を必要としない内容です)
小作文	全職種	20分	文章による表現力(与えられたテーマについての作文)

- (5) 口述試験 筆記試験終了後、順次実施します。時間は試験当日に個別に通知します。
※ 筆記試験から口述試験までの待ち時間が長くなる場合がありますので、予めご了承ください。
昼食は各自でご用意いただくか、試験会場周辺の飲食店等をご利用ください。
- (6) 結果通知 2月下旬頃に市ホームページで発表します。
また、受験者全員に郵送により結果を通知します。

4 試験結果の開示

試験結果について、以下のとおり本人のみ開示請求することができます。

受験者本人であることを証明する書類(この試験の受験票、運転免許証等)を持参の上、受験者本人が直接請求して下さい。※電話・郵便での請求は行えません。

- | | |
|------------|---|
| (1) 請求できる人 | この試験を受験し、不合格となった人
※補欠合格の場合は、開示請求できません。 |
| (2) 開示内容 | 総合得点及び総合順位 |
| (3) 開示期間 | 合否通知を送付した日から1ヶ月間 |
| (4) 開示場所 | 高砂市役所総務部総務室人事課 |

5 採 用

任期付フルタイム勤務職員採用試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日に採用の予定です。ただし、令和8年3月末日までに採用に必要な資格・免許が取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除します。

なお、任期付フルタイム勤務職員の補欠合格者については、令和8年4月1日以降に、職員の退職など年度途中にフルタイム勤務職員の欠員が生じた場合に、その時点で高砂市の任期付短時間勤務職員として勤務していない成績上位者から、地方公務員法第22条の3に規定される臨時的任用により、令和8年度末を任期とした採用をします。

任期付短時間勤務職員採用試験合格者は、採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日より、短時間勤務職員を必要とする部署に名簿の成績上位者から採用される予定です。ただし、令和8年3月末日までに採用に必要な資格・免許が取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除します。

なお、職員の退職など年度途中に短時間勤務職員の欠員が生じた場合には、令和8年4月1日以降、補欠合格者のうち名簿の成績上位者から順次採用します。(採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。)

6 採用となった場合の任期

【任期付フルタイム勤務職員】

地方公務員法の育児休業等に関する法律第6条に規定される、育児休業を取得する職員の代替職員として、任用の期間を限って採用されます（育児休業を取得することはできません）。

今回採用予定の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

ただし、業務の都合や勤務実績等により任期を更新することがあります（更新の際は、改めて本人に同意を求めることとなります。）。

なお、任期の更新は最長2年度（令和11年3月末日まで）を上限とします。

任期満了後に任期付職員採用試験が実施される場合、再度の受験が可能です。

【任期付短時間勤務職員】

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条に規定される、任用の期間を限って採用される職員です。

今回採用予定の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

ただし、業務の都合や勤務実績等により任期を更新することがあります（更新の際は、改めて本人に同意を求めることとなります。）。

なお、任期の更新は最長2年度（令和11年3月末日まで）を上限とします。

任期満了後に任期付職員採用試験が実施される場合、再度の受験が可能です。

7 給 与

高砂市職員の給与に関する条例の規定により、給料のほか地域手当、扶養手当、期末・勤勉手当、時間外手当及び通勤手当等が支給されます。

なお、令和8年1月現在の初任給は、以下のとおりです。

(1) 事務職（任期付フルタイム勤務職員・任期付短時間勤務職員）

【任期付フルタイム勤務職員】 短大卒程度 222,600円（地域手当込 238,182円）

【任期付短時間勤務職員】 短大卒程度 178,080円（地域手当込 190,545円）

※ 任期付フルタイム勤務職員で、採用前に職歴等がある場合は一定の基準により、上記の金額から加算された額となります。

(2) 管理栄養士・保健師（任期付フルタイム勤務職員）

大学卒程度 238,700円（地域手当込 255,409円）

※ 採用前に職歴等がある場合は一定の基準により、上記の金額から加算された額となります。

(3) 介護保険認定調査員・栄養士（任期付短時間勤務職員）

大学卒程度 190,960円（地域手当込 204,327円）

短大卒程度 178,080円（地域手当込 190,545円）

※ 採用前に職歴等がある場合は一定の基準により、上記の金額から加算された額となります。

8 勤務場所

- 【事務C以外】 高砂市役所本庁舎または市関連施設
- 【事務C】 イオン高砂内に設置の市民サービスコーナー

9 勤務時間

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例により勤務時間が規定されています。

業務の都合により、土曜日、日曜日の勤務や、時間外勤務が命令される場合があります。

また、配属部署によって、土曜日、日曜日が勤務日となる場合や祝日も勤務が命じられる場合もあります。

(1) フルタイム勤務職員

- ・月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（うち休憩1時間）
- ・土曜日、日曜日は週休日

(2) 短時間勤務職員（事務Cを除く）

週31時間での勤務となりますが、配属部署により週31時間の割振り時間が異なります。

（例1）月～金曜日の9時00分から16時12分

（うち休憩1時間 1日6時間12分の週5日勤務で週合計31時間の勤務）

土曜日、日曜日は週休日

（例2）月～金曜日のうち4日の8時30分から17時15分

（うち休憩1時間 1日7時間45分の週4日勤務で週合計31時間の勤務）

月～金曜日のうち1日と、土曜日、日曜日は週休日

(3) 短時間勤務職員（事務C）

シフト制の勤務となり、1日7時間45分の週4日勤務で週合計31時間の勤務となります。

原則として、土曜日、日曜日のいずれかは勤務日となり、祝日も勤務が命じられる場合があります。

勤務時間は以下の3パターンの見込みで、勤務日により異なります。

- ・平日① 9時30分から18時15分（うち休憩1時間）
- ・平日② 10時30分から19時15分（うち休憩1時間）
- ・土日祝日 8時30分から17時15分（うち休憩1時間）

10 休 暇

高砂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例により休暇が規定されています。

- ・年次有給休暇 年間20日（短時間勤務で週4日勤務の場合は16日）
- ・特別休暇（夏季休暇、忌引等）
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）